

次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託

仕 様 書

三 木 市

第1章 総 則

1 業務の目的

三木市は、現ごみ処理施設の老朽化に伴い、次期ごみ処理施設の整備を計画することとし、2020(令和2)年度には次期ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定したところである。

本業務は基本構想を踏まえ、施設整備予定地や施設計画等に関する基本的な考え方を取りまとめた三木市次期ごみ処理施設整備基本計画を策定するものである。

2 委託業務名

次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託

3 委託期限

本業務の委託期限は、契約締結日より令和4年3月31日とする。

4 施設の概要

現在、三木市（以下「本市」という。）が管理しているごみ処理施設の概要は以下のとおり。

| 施設名称 | 項目 | 内容 |
|--------|------------|--|
| 清掃センター | 供用開始年月 | 平成10年6月 |
| | 所在地 | 兵庫県三木市加佐字八家王山1199番地 |
| | ごみ焼却施設処理方式 | 流動床式焼却炉 |
| | 処理能力 | ごみ焼却施設 117 t/日（39 t/16 h × 3 系列） 粗大ごみ処理施設 34 t/日（5 h） |

5 委託の範囲

本業務委託の内容は、第2章に示すものとする。

なお、本業務の受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても必要な事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、条例、規則、細則、規準等に従うものとする。

7 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者にもらしてはならない。

8 業務管理

受託者は、専門的な知識を必要とするものについては十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。

管理技術者はそれぞれ技術士法に定める技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。また、照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務内容に関して精査、検証を行うものとする。

担当技術者は、実務経験3年以上で同種業務の経験を有し、かつ技術士補（衛生工学部門）の資格を有する者を選任すること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

9 疑義の解決

受託者は、業務の着手に先立ち、本市担当係員と十分な協議を行うものとするが、履行途上いずれかに疑義が生じた場合は適宜連絡を取り合い、協議を行ったうえ本市の指示に従うものとする。

10 議事録の作成

受託者は、打ち合わせ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

11 成果品の検査と納品

受託者は完了に際し、本市担当係員による成果品検査を受けるものとする。

なお、納品後成果品内容に誤記、誤算があった場合は速やかに訂正し再提出しなければならない。

また、成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

12 届出等

(1) 受託者は、業務の着手に際し次の書類を本市へ提出するものとする。

ア 業務着手届

イ 工程表

ウ 管理技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付）

エ 照査技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付）

(2) 受託者は業務の完了に際し、次の書類を本市へ提出するものとする。

ア 業務完了届

イ 納 品 書

ウ 請 求 書

13 成 果 品

成果品は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------------------|-------|------------|------|
| (1)次期ごみ処理施設整備基本計画 | A 4 版 | レザック製本 | 30 部 |
| (2) 同 概要版 | A 4 版 | フラットファイル製本 | 30 部 |
| (3)庁内検討委員会説明資料 | | | 一式 |
| (4)その他、検討経緯や打合せ等の資料や記録 | | | 一式 |
| (5)上記(1)～(4)をまとめた業務報告書 | | パイプ式ファイル製本 | 一式 |
| (6)上記(1)～(4)の電子媒体 (CD-R) | | | 一式 |

第2章 業務内容

1. 計画目標年度の確認

2029(令和11)年度からの次期ごみ処理施設(エネルギー回収型処理施設及び資源化处理施設)の稼働を前提とし、ごみ量の将来推移を勘案して施設整備上の計画目標年度を決定する。

2. 施設整備規模の設定

最新のごみ処理量及び人口推計等のデータを整理の上、将来のごみ処理量を推計し、施設整備規模の検討を行う。

2.1 現況ごみ搬入量の整理

本市ごみ処理施設に搬入される各種ごみ量について調査、整理する。

なお、調査は原則として2020(令和2)年度データまでを整理する。

2.2 現況人口推移の整理

本市におけるごみ処理に係る計画処理区域内人口について調査・把握する。

なお、人口データはごみ量データと同様に2020(令和2)年度までの行政区域内人口について直近の過去10年間程度について整理する。

2.3 計画ごみ処理原単位・ごみ処理量の予測

将来の計画処理区域内人口(行政区域内人口)の予測においては総合計画や下水道計画等の生活排水処理に係る関連計画における将来人口、また、国立社会保障人口問題研究所に示される将来時人口を参照しながらも、2020(令和2)年度までの三木市住民基本台帳による人口推移及びの補正を踏まえた上で検討し将来の処理形態別人口を設定する。

過去5か年程度の家系系ごみや事業系ごみの排出量を参考として、本施設計画において最も合理的な計画原単位や年間搬入量を設定する。

なお、事業系ごみ、産業廃棄物の伸びについても関連する統計資料を入手の上、ごみ量の将来予測を行うこととする。

以上から、将来の各年度における計画処理量を算出する。

2.4 災害廃棄物量の把握

既存の災害廃棄物処理に係る検討資料(地域防災計画、災害時被害状況予測報告書、災害廃棄物処理計画等)を参考に本市管内で発生する災害廃棄物の量と種類(性状)に関して検討を行う。

その結果を踏まえ今後整備するエネルギー回収施設(可燃ごみ処理施設)等において必要となる余裕処理能力の検討を行う。

2.5 施設整備規模の設定

施設規模は計画目標年度において、前項にて設定した計画処理量についてごみ処理施設整備の計画・設計要領等を参考に設定する。

規模設定においては、前項の災害廃棄物発生量と要処理量を考慮して設定する。

また、ごみピット等の必要容量（日数）等に関しても詳細検討に必要となる月最大変動係数の算定を行う。

2.6 計画ごみ質の設定

計画ごみ質について、最新年度までの新規詳細データ過去 10 年分を整理した上で、計画ごみ質の設定を行う。

設定する計画ごみ質は、環境影響評価時の予測条件の基礎資料とするもので、次項に示すプラントメーカーアンケート等の参考資料とする。

3. 施設整備基本計画

3.1 事業候補地の立地条件整理

基本構想において設定した事業候補地について、計画地内及びその周辺における立地条件整理結果をもとに今後必要となる施設整備のための基礎調査内容について検討、整理する。

なお、検討においては、造成規模、施設整備規模及び施設配置計画等を参考に以下の項目について既存資料を調査し整理する。

- (ア) 土壌汚染調査に関する調査項目・数量等
- (イ) 用地測量及び地質調査の項目・数量等
- (ウ) 都市計画決定の範囲・形状・面積等
- (エ) 廃棄物運搬ルート案の設定
- (オ) ユーティリティー（下水道接続の配管ルート等）

3.2 施設基本計画

(1) 次期ごみ処理施設整備に関する整備基本方針の確認

基本構想に示した整備基本方針の各項目に関して具体的な整備目標を設定する。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画

基本構想において選定されたごみ焼却技術である燃焼方式及びハイブリット方式から三木市のごみ処理施設に相応しい処理方式を決定した上で環境影響評価の影響予測条件に必要な以下の内容について検討する。

なお、必要に応じてプラントメーカーへのアンケートやヒアリング調査を実施する。

- ① 処理フロー
- ② 主要設備の方式と概要
- ③ 付帯施設計画
- ④ 建築計画（外観パース）
- ⑤ 予測関連項目
 - ・騒音、振動発生源の条件
（発生源機器の設定、各出力レベル、機器の各階配置）
 - ・生活排水、プラント排水の処理方式、排水量
 - ・臭気排出源条件

- ・収集運搬車両、処理物搬出車両等の規格、運行台数等計画
- ⑥ 各環境要素についての環境保全措置(自主規制値等)
- ⑦ 回収エネルギーの活用方法について

(3) マテリアルリサイクル施設の計画

基本構想において整理したマテリアルリサイクル施設について、環境影響評価の影響予測条件に必要な以下の内容について検討する。

なお、検討においては必要に応じてプラントメーカーへのアンケートやヒアリング調査を実施する。

- ① 処理フロー
- ② 施設規模
- ③ 主要設備の方式と概要
- ④ 建築計画（外観パース）
- ⑤ 予測関連項目
 - ・騒音、振動発生源の条件
(発生源機器の設定、各出力レベル、機器の各階配置)
 - ・生活排水、プラント排水の処理方式、排水量
 - ・臭気排出源条件
 - ・収集運搬車両、処理物搬出車両等の規格、運行台数等計画
- ⑥ 各環境要素についての環境保全措置(自主規制値等)

(4) 全体施設計画（施設配置・動線計画）

施設運営時の利便性、環境影響配慮（景観等）、災害時対応（災害廃棄物仮置場スペースの確保等）、都市計画要件（緑化率等）を考慮して、全体施設配置計画及び動線計画を検討する。

- ① 概略全体配置計画の検討
- ② 土木工事計画の検討
- ③ 環境保全計画の検討
- ④ 公害防止計画の検討
- ⑤ 環境負荷低減計画の検討
- ⑥ 防災拠点・災害廃棄物対応に関する検討
- ⑦ 安全衛生計画の検討
- ⑧ 維持管理・運用計画の検討

(5) 新たな付加価値を保有する施設活用の整理

- ①災害時におけるごみ処理施設の役割について検討

災害時において安定したごみ処理を可能とする施設の災害対策や運営対策を検討すること。また、災害廃棄物の処理や災害時の防災拠点としての活用についても検討する。

- ②地域貢献対策等の検討

ごみ処理施設を建設するに当たり、近年の動向を踏まえ、環境学習ができる施設やリユースの促進施設について検討する。併せて、施設とその周辺環境を利用した憩いの空間の創造についても検討する。

(6) 現ごみ処理施設の解体及び存置施設の利活用計画

令和3年度より、循環型社会形成推進交付金の支援を受けて焼却施設を整備する際の焼却施設の解体事業について、跡地利用要件が撤廃されたことから、次期ごみ処理施設竣工後の廃ごみ処理施設の解体と存置施設の利活用について検討する。

(7) 全体事業スケジュールと概算事業費の整理

次期ごみ処理施設供用開始までの各種調査、設計、事業者選定、建設工事(仮設を含む)、及び関係法令手続き等の整備スケジュールを作成するとともに、各年度に必要な概算事業費を整理する。

4. 検討委員会の運営支援

本基本計画の検討組織である「次期ごみ処理施設整備に係る市内検討委員会」に対して資料の提供や情報収集を行い会議に出席の上、説明や会議録の作成を行うなどの運営支援を行う。(4回程度)

5. 住民説明会用の資料作成

資料には、現処理施設の現状、新処理施設建設の必要性、事業候補地選定内容、事業スケジュール、事業規模(施設整備規模等)、環境影響調査の現地調査等実施項目などの事業説明に必要な内容について、簡潔に理解しやすい平易な表現を用いてとりまとめる。

また、説明に際しパワーポイント等による資料を作成する。資料部数は、概ねA3版で5～10頁程度を予定している。

また、各回の説明会においては、想定問答集、質疑応答集及び議事録を作成する。

6. 打合せ協議

受注者は、本業務を円滑に進めるために市と密接に連絡をとり、業務遂行に必要な打合せ(議事録作成含む)を行う。